

令和7年度職員危機管理研修業務委託 質問および回答

Q 新任所属長研修の実施予定日が 7 月 23 日、24 日となっていますが、これら両日とも既に別の業務の予定が入っております。もし仮に弊社が本件を受託させていただくことになった場合、実施日を変更していただける可能性はありますでしょうか？

A 変更は致しかねます。

Q 仕様書の別記「個人情報の取扱いに関する特記事項」の第 5 条に、「乙は、個人情報を取り扱う場所(以下「作業場所」という。)とその移送方法を定め、業務の着手前に書面により甲に報告しなければならない。」との定めがございますが、弊社は私一人のみによる合同会社であり、登記上の所在地はいわゆるバーチャルオフィスのため、実務の大半は私の自宅にて実施しております。また、私の自宅は事業所として登記しておりません。この場合、私の自宅を「作業場所」として定めることは許容されるでしょうか？

A 差し支えありません。